

現行		改正後		備考
1 旅館業の営業の許可 (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 138 号） 第 3 条 2 (略) (1) 及び(2) 省略) (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者 (4) から(8) 及び 3 省略) (中略) ○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項 5 旅館業の施設の構造設備の基準（条例別表第 2 から別表第 4 まで） 次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。		1 旅館業の営業の許可 (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 138 号） 第 3 条 2 (略) (1) 及び(2) 省略) (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して 3 年を経過していない者 (4) から(8) 及び 3 省略) (中略) ○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項 5 旅館業の施設の構造設備の基準（条例別表第 2 から別表第 4 まで） 次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。		法改正による改正

施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	ア 宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の<u>本人確認書類</u>の鮮明な画像を含む)を取得する設備 イ アにより取得した宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の<u>本人確認書類</u>の鮮明な画像を含む)を確認する設備 (新設) (4)「宿泊者以外の者の出入りの状況の確認」とは、施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者本人又はその他の者を常時鮮明な画像で判別することにより、宿泊者以外の者の出入りの状況を確認すること<u>をいう</u>。	法施行規則第4条の3) (別表第3第3項第1号)	合 <u>(ア) 宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の鮮明な画像を含む₂)を取得する設備</u> <u>(イ) (ア)により取得した宿泊しようとする者の情報(顔、旅券等の鮮明な画像を含む₂)を確認する設備(以下「確認設備」という。)</u> イ ICT 機器等を通じた情報の照合による本人確認を行う場合 <u>(ア) 営業者と宿泊しようとする者が氏名、住所、連絡先等(以下「本人確認情報」という。)及び営業者の発行する二次元コードや暗証番号等(以下「事前共有情報」という。)を事前に共有した上で、宿泊しようとする者本人が施設の ICT 機器等に示した事前共有情報及び本人確認情報と、営業者の保有する事前共有情報及び本人確認情報を照合することができる設備</u> <u>(イ) 本人確認の状況について、宿泊しようとする者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画する設備</u> <u>(ウ) 宿泊しようとする者が機器等の操作について問合せできる体制及び設備</u> (4)「宿泊者以外の者の出入りの状況の確認」とは、<u>次のア又はイのいずれかの方法をいう。</u> ア 従事者が常時確認する方法 施設の入口に設置したビデオカメラ等により、宿泊者本人又はその他の者を常時鮮明な画	改正による改正号ずれ 号ずれ 衛生等管理要領改正による改正 文言整理 文言整理
------------------------------------	---	-------------------------------------	---	---

	(新設) (5) 「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備」とは、事故が発生したときその他の宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制及び設備が確保されていることをいう。 (6) (3)の設備又は(4)の画像を確認する設備を当該旅館業施設以外の場所に設置する場合は、その設置場所は、当該旅館業施設の敷地境界線から直線距離で 1,100 メートル以内の当該旅館業営業者が管理する事務所等にある、区画された場所であること。		像で判別することにより、宿泊者以外の者の出入りの状況を確認すること。 <u>イ 録画した画像を確認する方法</u> <u>本人確認を受けた者に交付した鍵又は解錠方法がなければ宿泊者専用区域(客室その他の専ら宿泊者の利用に供する区域をいう。以下同じ。)</u> <u>に無断で出入りできないこととしつつ、宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況について、当該者の顔を判別できる角度で、防犯のために営業者自らが設置したビデオカメラ等により鮮明な画像で録画して、宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の必要なときに録画した画像を確認すること。</u> (5) 「事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応を可能とする設備」とは、事故が発生したとき、<u>宿泊者専用区域に無断侵入する者がいるときその他の宿泊者の緊急を要する状況に対し、その求めに応じて、通常おおむね 10 分程度で職員等が駆けつけることができる体制及び設備が確保されていることをいう。</u> (6) (3)の設備<u>(ア(イ)除く)</u>を当該宿泊の用に供する施設以外の場所に設置する場合は、その設置場所は、当該宿泊の用に供する施設の敷地境界線から直線距離で 1,100 メートル以内の当該旅館業営業者が<u>使用可能な場所</u>であること。	衛生等管理要領改正による改正 衛生等管理要領改正による改正 距離規定見直し及び取り扱い変更による改正、文言整理
当該玄関帳場からおおむね 1,000 メ	((1)から(3)まで省略) (4) 「おおむね 1,000 メートル以内」とは、当該旅館業施設の敷地境界線から直線距離で 1,100 メ	当該玄関帳場からおおむね 1,000	((1)から(3)まで省略) (4) 「おおむね 1,000 メートル以内」とは、当該宿泊の用に供する施設の敷地境界線から直線距離で	文言整理

一 トル以内に位置する複数の簡易宿所営業の施設（営業者が異なる簡易宿所営業の施設を含む。）に共通する玄関帳場 （別表第3第3項第2号）	トル以内であることをいう。	メートル以内に位置する複数の簡易宿所営業の施設（営業者が異なる簡易宿所営業の施設を含む。）に共通する玄関帳場 （別表第3第3項第2号）	1,100メートル以内であることをいう。
（略）		（略）	
（6及び7省略）		（6及び7省略）	
【申請書類】		【申請書類】	
（中略）		（中略）	
○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項		○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項	
8 旅館業営業許可申請書記載事項（細則第2条第1項）		8 旅館業営業許可申請書記載事項（細則第2条第1項）	
次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。		次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。	
（略）		（略）	
（営業面積）	旅館業の用に供される部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号の規定による）の総和とする。ただし、住居併設施設については、専ら住居の用に供する部分は営業面積から除外したものとする。	（営業面積）	旅館業の用に供される部分の床面積（建築基準法施行令第2条第1項第3号の規定による）の総和とする。ただし、住居併設施設については、専ら住居の用に供する部分は営業面積から除外したものとする。<u>また、宿泊の用に供する施設以外の場所に、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備を設置する場合、当該設置場所は営業面積に算入しない。</u>

取扱いの変更に
よる改正

	なお、営業面積が「建築延べ床面積」と同じである場合は「建築延べ床面積」とし、「建築延べ床面積」に加減がある場合は、小数第 3 位を切り捨てるものとする。		なお、営業面積が「建築延べ床面積」と同じである場合は「建築延べ床面積」とし、「建築延べ床面積」に加減がある場合は、小数第 3 位を切り捨てるものとする。	
(略)		(略)		
9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項）		9 旅館業営業許可申請書の添付書類（細則第 2 条第 2 項）		
(略)		(略)		
政令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例別表第 3 第 3 項第 1 号ただし書に規定する設備を設置する場合の書類 (第 8 号)	次のとおりとする。 ((1)ア及びイ省略) (新設) (2) 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類及び当該設備の設置場所を示した図面 ア 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を行うための設備及び当該設備の運用方法を説明した書類並びに使用機器の仕様書等。 イ 設備の設置場所を示した図面 旅館業施設内の当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図。 ただし、「旅館業の施設の各階平面図」と兼用できる場合は、省略して差し支えない。 (新設)	政令第 1 条第 1 項第 2 号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例別表第 3 第 3 項第 1 号ただし書に規定する設備を設置する場合の書類 (第 8 号)	次のとおりとする。 ((1)ア及びイ省略) ウ <u>ICT 機器を通じた情報の照合による本人確認を行う場合の書類</u> ア及びイのほか、本人確認用 ICT 機器の操作について問合せできる設備の内容及び対応方法等を記載した書類、仕様書等。 (2) 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備に係る書類 ア <u>従事者が常時確認する場合</u> (ア) 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を可能とする設備の内容を記載した書類 宿泊者以外の者の出入りの状況の確認を行うための設備及び当該設備の運用方法を説明した書類並びに使用機器の仕様書等。 (イ) <u>設備の設置場所を示した図面</u> 当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図。 ただし、「旅館業の施設の各階平面図」と兼用できる場合は、省略して差し支えない。 イ <u>録画した画像を確認する場合</u> (ア) <u>宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入り</u>	衛生等管理要領改正による改正 文言整理 文言整理 号ずれ 号ずれ 衛生等管理要領改正による改正

			<u>の状況の録画を可能とする設備の内容を記載した書類</u> <u>宿泊者専用区域に入ろうとする者の出入りの状況の録画を行うための設備及び録画した画像の確認方法を含む当該設備の運用方法を説明した書類並びに使用機器の仕様書等。</u> <u>(イ) ビデオカメラ等録画を可能とする設備の設置場所を示した図面</u> <u>当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図。</u> <u>ただし、「旅館業の施設の各階平面図」と兼用できる場合は、省略して差し支えない。</u> (3)省略	
共通する玄関 帳場を設置する 場合の書類 (第9号)	(1) 当該玄関帳場を設置する場所の案内図 当該旅館業施設の敷地境界線から当該玄関帳場の設置場所の敷地境界線までの直線距離及び縮尺を記入したもの。 (2) 及び(3)省略	共通する玄関 帳場を設置する 場合の書類 (第9号)	(1) 当該玄関帳場を設置する場所の案内図 当該宿泊の用に供する施設の敷地境界線から当該玄関帳場の設置場所の敷地境界線までの直線距離及び縮尺を記入したもの。 (2) 及び(3)省略	文言整理
(略)		(略)		
その他保健所 長が必要と認 める書類 (第12号)	次に掲げるものとする。 (3) 及び(5)省略 (6) 旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例別表第3第3項第1号ただし書に規定する設備を設置する場合で、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は <u>宿泊者以外の者の出入りを確認する映像を映す設備を宿泊の用に供する施設以外の場所</u> （以下「当該	その他保健所 長が必要と認 める書類 (第12号)	次に掲げるものとする。 (3) 及び(5)省略 (6) 旅館業法施行令第1条第1項第2号に規定する宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備又は条例別表第3第3項第1号ただし書に規定する設備を設置する場合で、宿泊しようとする者の確認を適切に行うための設備 <u>(確認設備及びビデオカメラ等の画像を確認する設備を除く。)</u> を宿泊の用に供する施設以外の場所（以下	構造設備基準の 改正による改正

	確認場所」という) に設置する場合の書類 (ア及びイ省略) ウ 当該確認場所内の当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図 <u>平面図には、設置場所の床面積の計算式を記載する。ただし、平面図に計算式が記載できない場合は、当該場所の間取り、寸法及び計算式を記載した図面を別途、添付することでも差し支えない。</u> (エ並びに(7)及び(8)省略)	
(略)		
(中略)		
【申請される方の参考となる事項】		
(中略)		
○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項		
3 衛生措置等の基準（条例別表第1）		
次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。		
宿泊しようとする者との面接 (別表第1第1項)	鍵の授受、宿泊者名簿の記載、又は料金の受渡し等を行い、<u>法第5条第1項の宿泊拒否事由にあたら</u>ないかを宿泊前に直接対面し、<u>確認すること。</u>	
玄関帳場を設けない施設において宿泊しようとする者の確認を適切に行うことができる場合 (別表第1第1項)	宿泊者名簿の正確な記載を行うとともに、宿泊しようとする者の顔、旅券等の<u>本人確認書類を宿泊前に確認し、法第5条第1項の宿泊拒否事由にあたら</u>ないことについても確認すること。 宿泊しようとする者の確認を適切に行ったうえで、客室の鍵の受渡しを行うこと。 また、当該施設の<u>入口</u>に設置したビデオカメラ	
	「当該確認場所」という。) に設置する場合の書類 (ア及びイ省略) ウ 当該確認場所内の当該設備の設置場所を示した平面図及び設置状況が分かる詳細図 (エ並びに(7)及び(8)省略)	
(略)		
(中略)		
【申請される方の参考となる事項】		
(中略)		
○旅館業法施行条例等の運用上留意すべき事項		
3 衛生措置等の基準（条例別表第1）		
次表の左欄に掲げる事項につき、右欄に掲げる運用とする。		
宿泊しようとする者との面接 (別表第1第1項)	<u>宿泊前に対面し、</u>鍵の授受、宿泊者名簿の記載、又は料金の受渡し等を行<u>うこと。</u>	文言整理
玄関帳場を設けない施設において宿泊しようとする者の確認を適切に行うことができる場合 (別表第1第1項)	宿泊者名簿の正確な記載を行うとともに、宿泊しようとする者の顔、旅券等<u>を確認すること。</u> 宿泊しようとする者の確認を適切に行ったうえで、客室の鍵の受渡しを行うこと。 また、当該施設に設置したビデオカメラ等により、宿泊者以外の者の出入りの確認を行うこと。	衛生等管理要領 改正による改正、文言整理

	ラ等により、宿泊者以外の者の出入りの確認を <u>同時</u> に行うこと。		<u>なお、本人確認の状況や出入りの状況を録画により確認する場合は、当該画像をおおむね1か月保存し、必要時に確認すること。</u>	
(略)		(略)		
2 旅館業の営業の承継承認（譲渡） (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 138 号） 第 3 条 2 (略) ((1) 及び(2)省略) (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 ((4) から(8) 及び3省略) (中略) 3 旅館業の営業の承継承認（合併又は分割） (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 138 号） 第 3 条 2 (略) ((1) 及び(2)省略) (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経				
2 旅館業の営業の承継承認（譲渡） (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 138 号） 第 3 条 2 (略) ((1) 及び(2)省略) (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経過していない者 ((4) から(8) 及び3省略) (中略) 3 旅館業の営業の承継承認（合併又は分割） (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和 23 年 7 月 12 日 法律第 138 号） 第 3 条 2 (略) ((1) 及び(2)省略) (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して3年を経				
				法改正による改正
				法改正による改正

過していない者 ((4)から(8)及び3省略) (中略) 4 旅館業の営業の承継承認（相続） (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号） 第3条 2 (略) ((1)及び(2)省略) (3) <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (以下省略)	過していない者 ((4)から(8)及び3省略) (中略) 4 旅館業の営業の承継承認（相続） (中略) 【審査基準】 ○旅館業法（昭和23年7月12日 法律第138号） 第3条 2 (略) ((1)及び(2)省略) (3) <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、又はこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反して罰金以下の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者 (以下省略)	
		法改正による改正